

令和9年度 低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について (お知らせ)

令和8年10月16日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」。）
第5条第4項に規定する低生産量新規化学物質の製造・輸入の確認を受ける場合は、必ず
受付期間内に申出書類を提出いただく必要があります。

この際、低生産量新規化学物質としての判定を受けた年度にかかわらず、どの受付期間
でも、以下①～③のいずれかの方法により申出を行うことができます（ただし、法第3条
第1項の届出に係る新規化学物質の判定通知を受領した日と同月内に確認申出を行う場合
は、基本的に書面による申出の受付とし、判定通知の提出は不要です。）。

- ① 電子申出 【e-Govを通じたオンライン申請】
- ② 光ディスクによる申出 【郵送（送付先：経済産業省）】
- ③ 書面による申出 【郵送（送付先：経済産業省）】

令和9年度における申出書類の受付日程について、次のとおりお知らせします。

1. 申出書類の受付日程について

	申出書類の受付期間※1	
第1回	電子	令和9年2月10日（水）～ 2月18日（木）
	光ディスク／書面	令和9年2月10日（水）～ 2月16日（火）
第2回	令和9年4月15日（木）～ 4月21日（水）	
第3回	令和9年5月19日（水）～ 5月25日（火）	
第4回	令和9年6月18日（金）～ 6月24日（木）	
第5回	令和9年7月16日（金）～ 7月23日（金）	
第6回	令和9年8月26日（木）～ 8月31日（火） ◎第6回では、令和9年7月8日付けで提出された法第3条第1項に基づく 届出に係る申出（提出方法：書面）のみを受付の対象とします。	

第7回	令和9年10月15日（金）～10月21日（木）
第8回	令和9年11月12日（金）～11月18日（木）
第9回	令和9年12月17日（金）～12月23日（木）
第10回	令和10年1月21日（金）～1月27日（木）

※1 確認通知書の発送は、受付期間の終了日から概ね1カ月後を予定しています。

2. 注意事項

(1) 電子申出を初めて行う際は、事前に「GビズID」の取得手続きを行ってください。

- 電子申出には、「GビズID」（デジタル庁にて発行）が必要となります。電子申出を初めて行う際には、事前に「GビズID」の発行申請を行ってください。
- 「GビズID」には種類があり、本制度で使用いただけるのは、「GビズIDプライム」または「GビズIDメンバー」の2つのみとなります。既に「GビズIDプライム」のアカウントを作成済みの事業者様におかれましては、「GビズIDメンバー」のアカウントは、「GビズIDプライム」のアカウントの権限により、即日の作成が可能です。一方で、「GビズIDプライム」のアカウントを未作成の場合は、デジタル庁の審査が必要となり、即日のアカウント作成ができませんので、早めの申請を推奨いたします。詳しくは、下記のデジタル庁「GビズID」のページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- なお、本制度において令和8年4月まで利用しておりました「申出者コード」については廃止しており、新規の発行や修正等は受け付けておりませんので、ご了承ください。

(2) 申出書は、受付開始後できるだけ早めに提出できるよう事前の準備をお願いします。

- 電子申出において、申出書類を送信しようとした際に不慮の通信トラブルに見舞われ、締切直前であったために受理できなかったケース等もありますので、電子申出は、受付締切日の1～2日前までに行ってくださいことをお勧めします。
- 光ディスクによる申出及び書面による申出については、簡易書留又は書留での郵送（受付締切日の消印有効）にて、受付期間内のできるだけ早い時期に提出いただくようお願いします。※ 受付開始前の提出はお控えください。

(3) 新規化学物質の製造・輸入は、原則として、確認通知書を受領してから可能となります。

- ただし、第1回のみ、令和9年4月1日以降に製造・輸入を開始してください。

**(4) 電子申出に当たり、必ず、最新バージョン (ver7. 03) の申出システムを利用して
申出書を作成してください。**

- 旧バージョン (ver7. 02 以前) による申出書を受け付けることはできません。申出システムについては、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「申出システム」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html

3. 参考資料

低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る手続の詳細は、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「低生産量新規化学物質の申出」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_teiseisan.html

4. 翌年度の受付日程の公表時期について

令和10年度の低生産量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程についてのお知らせは、令和9年10月中を目途に公表する予定です。

5. お問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2428)

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

(お問合せ専用メールアドレス)

bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp

※電子メールの件名は『低生産量新規申出に関する問合せ(***株式会社)』(注：括弧内にはお問合せ者の会社名等を記載)としてください。

また、本文には、質問内容に加え、お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、連絡希望時間帯(お電話が受け取れる時間帯)を必ず記載してください。

(電話) 03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253

■ 用途分類、構造式ファイル (MOL ファイル) の作成方法に関するお問合せ

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センター
(お問合せ)

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html>

○用途分類について

※「一般問合せに関するお問合せ」から必要事項を入力してください。